

公募型指名競争入札工事発注表
(電 子 入 札)

令和6年4月8日

公募型指名競争入札における工事発注表を次のとおり掲示します。

参加を希望する者は、公募型指名競争入札参加申請書（電子入札）を電子入札システムにて提出してください。

工 事 番 号	24公8
工 事 名	北校舎3階エクスパンションジョイント等改修工事
路 線 等 の 名 称	三崎小学校
工 事 場 所	豊明市三崎町三崎地内
予 定 工 期	契約の翌日より（ 日間）令和6年9月30日（月）まで
入 札 参 加 資 格	(1) 豊明市工事等競争入札参加資格者名簿の該当業種欄に市内業者として登録されている者で、かつ、豊明市公募型指名競争入札実施要領に基づく等級区分等に該当する者。 (市内業者とは、豊明市内に契約先を有する営業所(本・支店を含む)を有し、当該営業所において継続して2年以上の営業年数がある者。 なお、市内業者基準日は毎年4月1日とする。 ただし、掲示日時時点で営業所(本・支店を含む)を有さない者は、入札参加資格を有しないものとする。) (2) (1) の条件を満たしている者で、当該工事の発注表掲示の日より開札日までの間に豊明市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でない者、また、当該工事の発注表掲示の日より開札日までの間に、「豊明市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け豊明市長、豊明市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長の間で締結）に基づく排除措置をうけていない者。 業種： 建築一式工事 等級区分等： A・B・C・D
技 術 資 料	本件工事に、建設業法第26条の規定による主任技術者等で、主任技術者等の資格を有する者を配置できることが証明できる書類。市内業者は不要。 (配置予定技術者届及び主任技術者等資格資料の添付。)
最 低 制 限 価 格	あり
入 札 参 加 申 請 書 等 提 出 期 限 ・ 提 出 先	令和6年4月11日（木）午後 5時まで 電子入札システムにて提出 行政経営部 財政課 契約検査係（ダイヤルイン 92-8314）
入 札 参 加 資 格 確 認 結 果 等	申請書提出期限から6日後以内
設 計 書 閲 覧 場 所 ・ 期 間	豊明市役所 公共施設管理課 令和6年4月23日（火）まで
設 計 書 に 関 す る 問 合 せ 先	同上 施設係 TEL 85-1091（ダイヤルイン）
電 子 入 札 の 日 時	令和6年4月19日（金）午前9時00分から 令和6年4月22日（月）午後5時00分まで
開 札 の 日 時 ・ 場 所	令和6年4月23日（火）午前 9時 10 分から 市役所本館3階財政課事務室
入 札 の 無 効 に 関 す る 事 項	豊明市電子入札実施要領第14条に該当する場合
入 札 保 証 金	豊明市契約規則第11条に該当する場合は免除
契 約 保 証 金	契約金額が500万円以上の場合、契約金額の10分の1以上
前 払 金	契約金額が500万円以上の場合、契約金額の10分の4以内
中 間 前 払 金	前払金をしたものについて、契約金額の10分の2以内
契 約 書 作 成 の 要 否	要
入 札 に 関 し 必 要 な 事 項	(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額に消費税の税率を乗じて得た額及び地方消費税の税率を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「消費税相当額」という。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。 (2) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは再度入札を行う。入札回数は、初回入札と再度入札2回の計3回までとする。 (3) 入札書とともに、工事費内訳書を提出すること。 (4) 電子入札の詳細については豊明市ホームページをご確認ください。
そ の 他	(1) 建設業退職金共済組合掛金相当分は、現場管理費に加算してある。 (2) 建設リサイクル法の対象工事となる場合は、工事担当課と協議すること。 (3) 契約にあたり違約金条項あり。

※ 等級区分等は、令和6・7年度入札参加資格者名簿登録時の総合評点による区分とする。

【提出書類について】

提出書類は電子入札システムにて提出してください。
各様式については豊明市ホームページを確認してください。

1. 電子入札システムにて提出する書類

① 公募型指名競争入札参加申請書（電子入札）

2. 持参にて提出する書類

※ありません。ただし、①の内容等について電話等で確認させていただく場合があります。
※紙入札での参加を希望する場合は、豊明市電子入札実施要領及び豊明市公募型指名競争入札実施要領に従うこと。

【電子申請・入札に関する留意事項】

1. 電子申請

- ① 申請は必ず、令和6・7年度の豊明市工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている**契約する事業者**が行うこと。
- ② 電子入札システムにより、公募型指名競争入札に応募する場合は、上記「電子入札システムにて提出する書類」を、電子入札システムに**添付して提出期限内**に送信すること。
なお、添付するファイル名は、ファイル名の後に括弧で**会社名を加えること**。
(例) 入札参加申請書(〇〇建設). doc
- ③ 「持参にて提出する書類」は、**提出期限内**に行政経営部財政課契約検査係に持参にて提出すること。
※ **期限内に、必要書類が提出されなかった場合は、入札に参加できません。**
- ④ 電子入札システムに添付して提出する書類は、印鑑の押印は必要ありません。
- ⑤ 落札した場合、配置予定技術者は、特別な理由を除き**記載した技術者を配置**してください。

2. 電子入札

- ① 電子入札は、指定された期間内に行うこと。（※開札日時とは違います。）
- ② ICカードの再取得などで、電子入札ができない場合は、「紙入札参加承認願」を提出し、**承認を得たうえで入札期間内に紙入札を行うこと**。
- ③ ②により紙入札を行うものは、豊明市電子入札実施要領 様式第3号（第10条 関係）の入札書を使い、開札時に立会う必要があります。
- ④ 電子入札に「工事費内訳書」を添付すること。（※添付のないものは無効）
- ⑤ ④に添付するファイル名は、ファイル名の後に括弧で**会社名を加えること**。
(例) 工事費内訳書(〇〇建設). xls
- ⑥ 開札時刻から落札者決定（再入札通知書）までは電子入札システムによって開札状況を確認し、再度入札に対応できるようにしてください。
- ⑦ 再度入札の予定日時並びに開札場所は「指名競争入札について（通知）」にて通知しますが変更する場合があります。再入札通知書をご確認ください。
- ⑧ 失格となった入札者は再度入札、再々度入札に参加することができません。
- ⑨ 1回目の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することができません。また、再度入札に参加しなかった者は、再々度入札に参加することができません。
- ⑩ 開札結果については、電子入札システムより確認してください。また、落札者には、電子入札システムとは別に連絡させていただきます。
- ⑪ 開札日を同じくする複数の工事で、同一の配置予定技術者を重複して申請した場合、その技術者で申請した、専任の技術者を必要とする工事を重複して落札することはできないため、専任の技術者を必要とする工事を落札した場合は同技術者を配置できないものとし、該当する後次の入札を無効とします。

【設計図書等のダウンロード】

豊明市ではあいち電子調達共同システム（CALS/EC）を利用した設計図書等のダウンロードによる閲覧を行っています。ダウンロード方法については豊明市ホームページ内の【公共工事の情報広場】に案内があります。ご確認ください。

※ ダウンロードしたデータは、必要がなくなり次第、必ず消去・処分してください。